

地方消費者行政の安定的な推進及び拡充を求める意見書

令和4年における消費者被害・トラブルの額は、年間で約6.5兆円にも上り、被害の防止・救済のためには、相談体制の確保をはじめとした地方消費者行政の果たす役割が非常に重要となっており、その安定的な推進が喫緊の課題となっている。

地方消費者行政に係る経費については、将来にわたり、継続して国が担っていくことが求められるが、一方で、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時と比べ大幅に減額されるとともに、その活用等について制限が設けられており、このままでは相談員の配置ができなくなるなど、国民の安全・安心な生活が脅かされるおそれがある。

このため、特に最前線で対応する消費生活相談員の安定的な確保に向けた処遇等の改善を図り、全ての地域において専門の相談員による対応ができる体制を構築するための制度設計及び予算措置が必要である。

また、地方支分部局を持たない消費者庁が消費者政策を展開していく上では、地方公共団体における消費者行政の推進も必要不可欠となるが、多くの自治体において相談員の人件費に活用できる交付金が令和6年度末または令和7年度末に期限を迎えることは、地方消費者行政、ひいては国全体の消費者行政の後退につながるものである。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 地方消費者行政を安定的に推進するための十分な予算を措置するとともに、恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 地方公共団体の置かれている状況に鑑みた地方消費者行政の仕組みを構築すること。
- 3 消費生活相談員の人件費に活用できる新たな交付金や処遇改善に係る制度を創設し、必要な予算を措置すること。
- 4 国が進めるDXに係る予算については、国の責任で予算措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年10月22日

沖 縄 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

} 宛て